

指定変更許可区域についての話し合いをスタート

令和5年1月27日（金）に、光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会第2回検討部会（以下、検討部会）を開催し、指定変更許可区域の検討を開始しました。

・指定変更許可区域について

相模原市では住民登録地に基づき通学する小・中学校等を指定しています。ただし、児童生徒に個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校へ変更できる「指定変更許可制度」があります。指定変更許可基準に該当する場合に適用になりますが、その基準の一つに「指定変更許可区域に居住している場合」という条件があります。

指定変更許可制度

- ・指定された学校（＝指定校）以外の学校へ変更できる制度
- ・指定校の変更には、**指定変更許可基準**に該当していること、かつ児童生徒の保護者は、その責任において指定変更後の学校へ通学させることが条件



【指定変更許可制度】

指定変更許可基準

- 例えば、
- 学期途中の転居
 - 自宅に帰っても、保護する人がいない

○指定変更許可区域に居住している

- ポイント①** この区域にお住まいの児童生徒は、保護者の申立てにより、住民登録地に基づく指定校とは別の指定した学校へ変更することができる。
- ポイント②** 地域の合意を得て設定される。
- ポイント③** 登下校時の見守り活動等の地域と学校で連携している取組や、子ども会等の地域活動への影響が考えられる。

など

○現時点での指定変更許可区域（案）

あくまでも現時点での（案）になるため、設定が決まっているわけではありません。

今後も継続した検討部会での話し合いや、保護者の皆様からの意見も伺いながら決めていきます。

指定変更許可区域（案）	指定校	変更可能校
①光が丘2丁目18番～34番	緑が丘中	弥栄中
②並木4丁目		
③青葉1丁目	弥栄中	緑が丘中
④青葉2丁目	緑が丘中	弥栄中、由野台中
⑤青葉3丁目	光が丘小	弥栄小
⑥陽光台1～3丁目	緑が丘中	上溝中
⑦陽光台5～7丁目	陽光台小	光が丘小



↓カラー版は市ホームページや裏面の二次元コードからもご覧いただけます↓

○現在の検討状況

現在、検討部会では、指定変更許可区域を設定するにあたって想定される課題についての解決策を検討し、実際に設定する区域や期間等についての話し合いをしています。

・想定される課題と検討部会で出た意見を一部紹介

・登下校時の安全確保はどうする？

危険箇所スクールゾーンやガードレール等を整備

見守りをシルバー人材センターなどに委託

保護者が送り迎えできない場合は指定校へ通わせる

指定変更をした人で独自に登校班を組む

地域と連携して通学路の危険箇所を確認していく

ボランティアの旗振りを増やす

・児童生徒数が流動的で、学校規模や学級編成に影響がある

指定変更許可区域を設定する区域を狭くする

受入れ上限を決め、超えた場合は抽選で決める

部活動を近隣とグループ化、または学校ごとで分散することで人数の平均化が図れるのではないか

・自治会区が違っていると見守り活動に影響がある

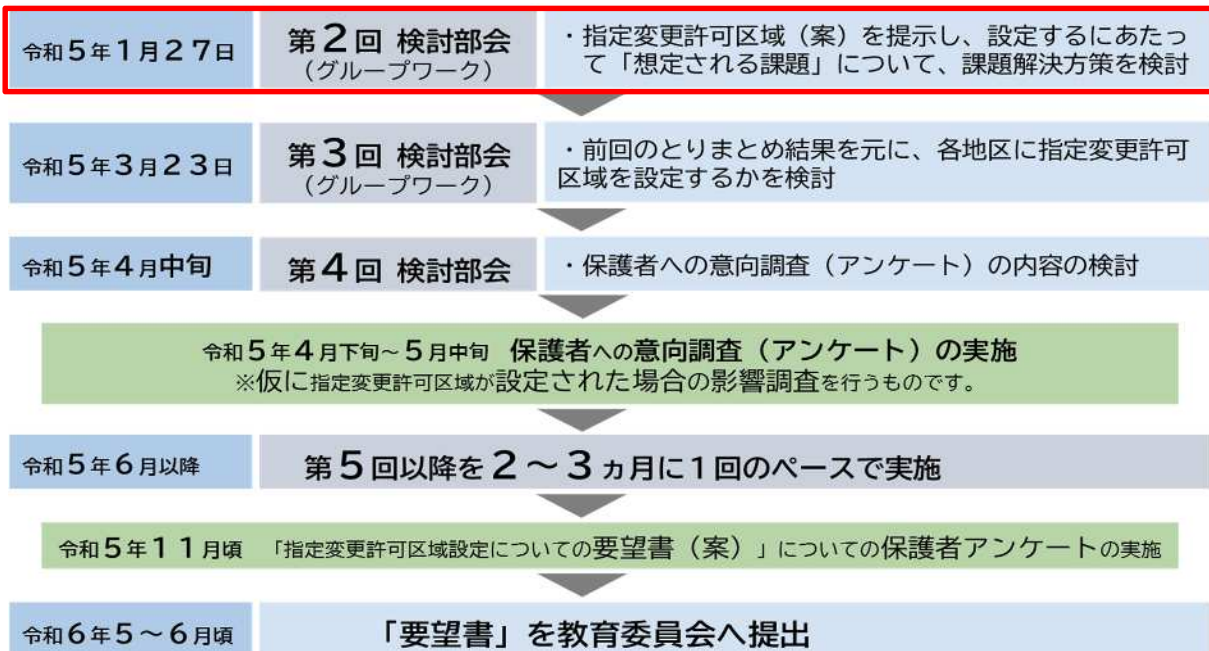
メールなどで他地区との情報のやりとりをしていく必要がある

・公民館区が違っていると利用や行事参加に影響がある

学区外の公民館には行けないなどの規制部分を緩くする

公民館情報を広く周知

・指定変更許可区域の検討スケジュール（予定）



現在
二
丁
です。

これまでの検討経過や検討協議会ニュースのバックナンバーは次の方法でご確認いただけます。

- 1（市ホームページ）右記の二次元コードからも該当ページへアクセスできます。
- 2（配架）①市の行政資料コーナー、②光が丘公民館、陽光台公民館、③関係小・中学校



【市HP】